

八条宮における書写・文芸活動の一端

——『大坂落城記』他二点と『東照社縁起』との関係をめぐって——

田 口 寛

はじめに

宮内庁書陵部が昭和二六（一九五一）年三月に発行した『和漢図書分類目録』上下巻には、下記の資料が記載されている（括弧内は当該目録における頁数等、及び函架番号）。

① 二荒山縁起（上巻一七八頁下段。桂―一三四三）

② 大坂城々攻めの事（下巻八六五頁下段。桂―一一九九）

③ 大坂落城記 附二荒山記（下巻八六五頁下段。四五七―一八二）

これらについて同目録は、①が八条宮智仁親王（一五七九―一六二九）作で元和（一六一五―二四）の同親王自筆、②が元和元年夏の同親王筆、③はただ同親王筆とのみ記述している。いずれも、同親王を祖とする桂宮の旧蔵で、現在書陵部所蔵となっている。¹⁾

しかし稿者の調査結果を述べるならば、これら三ないし四点の資料は、①「二荒山縁起」と③「二荒山記」とが同一書、②「大坂城々攻めの事」と③「大坂落城記」も相互に同一書である上、さらに各々が、智仁親王の死後に作成

された日光東照宮蔵『東照社縁起』全八巻（国指定重要文化財）における真名縁起中巻の一部・仮名縁起巻二の第四段詞書と同文である。

本稿は、このことについてやや詳しく述べ、「文学」「史学」「美術史学」等といった関連分野における研究の一助としたい。

一 先行研究における言及について

前掲四点の資料各々について、先行研究における言及を整理しておく。

まず先述のとおり、『和漢図書分類目録』は①の「二荒山縁起」を智仁親王の作と記述する。この記述はその後、特に詳しく検討されることがなかったようで、その結果か、『補訂版 国書総目録』（一九八九・九〇・一一 岩波書店）の第七巻「二荒山縁起」項においても同親王が著者とされ、『国書人名辞典』第三巻（一九九六・一一 岩波書店）「智仁親王」項にも、記事末尾にその著作として「二荒山縁起」が、膨大な中の一つではあるが挙げられている。

②「大坂城々攻めの事」については、これまで見過ごされてきた資料のよ

うであり、先行研究は管見に入っていない。書写年時を「元和元年夏」とする理由は、主たる内容である「大坂城々攻め」、即ち大坂の陣（夏の陣）が同年五月中の出来事であったことによると思われる。

③「大坂落城記」については、外題に直接よれば「大阪落城記」がより厳密な書名表記で、本稿においては他資料との区別の意味も含んで以後「大阪……」の表記を用いることとするが、いずれにせよ、これと同名のものとしては、青木晃氏「大坂ノ陣・敗者の文学——例えば『大坂籠城記』『大坂落城記』など——」（一九九九・三 関西大学『国文学』七八）に言及の国立公文書館内閣文庫蔵本『大坂落城記』（特四八―一四。一冊本。奥書に「宝永元年／申ノ五月／於東武写之／小笠原為助／源宗辰／トアリ」）一七〇四年）が既に知られている。同本の書名は外題簽によるもので、巻首題は「大坂表五月七日八日合戦言上書」というもの。前掲『国書総目録』「大坂落城記」項においては、現存伝本に「内閣」本と「宮書」本との二本のみを挙げており、国立公文書館蔵「大坂落城記」と書陵部蔵「大阪落城記」とを同一書と見なしている。これらに従うと、書陵部蔵「大阪落城記」は国立公文書館蔵本と同じく「大坂表五月七日八日合戦言上書」とも称し得るということになる。

③に「附」とされている「二荒山記」については、原本には書名が記されておらず、この命名は、文頭が「如先記当山号二荒（先記のごとく当山は二荒と号す）」から始まることによる便宜的な名称と思われる。内容が①に同じであるという指摘を含め、先行研究における言及はないようである。

以上に対し、「二荒山縁起」「二荒山記」がともに『東照社縁起』真名縁起中巻の一部と同文、「大坂城々攻めの事」「大阪落城記」がともに同仮名縁起巻二の第四段詞書と同文であるとする本稿の指摘は、先行研究に修正を加え

得るものである。そしてこの指摘は、『東照社縁起』研究に対しても寄与するのである。

『東照社縁起』について、先行研究の説明を行う前に、予めここでその概略を述べておく。

大坂夏の陣によって豊臣家が滅んだ一年後、元和二（一六一六）年四月一七日に、徳川家康は七五歳にて死去する。さらにその一年後、家康は日光に東照大権現として祀られることになった。家康に対する権現号の追贈、即ち神格化の過程において、主導権を掌握したのは南光坊天海（一五三六―一六四三）である。彼は、吉田唯一神道に基づく神竜院梵舜や金地院崇伝の明神追号案に対して、山王一実神道による権現追号案を出し、後の結果が示すとおりこちらが次代の秀忠に採用された。

天海はさらに、次々代家光の命令により『東照社縁起』一卷（後の真名縁起上巻に当たる）を撰文する。これは後水尾院による清書を経て、寛永一三（一六三六）年四月一八日の家康二一回忌に家光によって日光の東照社（宮号になるのは正保二（一六四五年）に奉納。その後また天海は、青蓮院尊純法親王（一五九一―一六五三）の助けを得つつ同一六年秋までに仮名縁起を撰文した。これに真名縁起（中・下巻）を加えた七巻分は、翌一七年二月頃に尊純法親王・後水尾院を含む清書者陣が板倉重宗の執り成しによって決められ、清書本は四月七日の家光の上覧を経、同月一七日の家康二五回忌に再び家光により奉納されて、日光東照宮蔵全八巻本となった。

上記は主として曾根原理氏『神君家康の誕生——東照宮と権現様——』（二〇〇八・六 吉川弘文館）及び神崎充晴氏『東照社縁起』制作の背景（小松茂美氏編『続々日本絵巻大成 伝記・縁起篇8』（一九九四・一一 中央公

論社）所収の解説）等によるが、『東照社縁起』については、無論、これ以外にも数多くの先行研究が現在に至るまでに蓄積されている。

だがここで強調しておきたいのは、従前の『東照社縁起』研究において、本稿の取り上げる書陵部蔵資料（以下、資料の呼称は文脈に応じて適宜言い換えていく）が伝本として指摘されたことがない点である。同縁起の伝本研究については、前出の曾根原氏による『東照社縁起』の基礎的研究⁴、『東照社縁起』の基礎的研究（承前）⁵（一九九五・一二、九六・一二）『東北大学附属図書館研究年報』二八、二九）が文字どおりの基礎的文獻で、これには「宮内庁書陵部本（500—83）」⁶も掲載されているが、本資料については指摘されていない。そのことは、その後の同氏による前掲『神君家康の誕生』の『東照社縁起』現存写本一覽稿⁶においても同様である。この度取り上げる各伝本は全八巻中の一部で、完本ではないが、『東照社縁起』の伝本としては、ほぼ新出資料と見なして良いものと思われる。

それでは、本資料を『東照社縁起』の伝本として見た場合、どのような性質のものなのであろうか。次節ではこれについて検討したい。

二 『東照社縁起』と智忠親王

如上、天海等が寛永一七年の家康二五回忌のために撰文した『東照社縁起』七巻には、複数の清書者が存在する。しかし智仁親王は寛永六年三月七日に死去していたので、この時の清書者にはなり得ず、まして同親王が当該縁起の作者となることは、不可能なことであった。智仁親王筆と推定された本資料の筆者とは、誰であらうか。

日光東照宮蔵清書本の仮名縁起には、筆者目録が付されており、清書における筆写分担が判るようになっていた。筆者目録の内容は先述した神崎氏の論文によっても知られ、さらに神崎氏は同目録をもとに仮名縁起の清書者と筆写分担についての詳しい説明をされている。これによれば、「大坂城々攻めの事」「大阪落城記」に相当する部分、即ち大坂の陣を描いた、仮名縁起巻二第四段詞書は、智仁親王の子息である八条宮（桂宮）第二代、智忠親王（二六一九く六二）と判明する⁷。智忠親王は、父智仁親王と同じく書を能くしたという。また周知のとおり父の親王は古今伝授の継承・相伝者で、智忠親王も和歌に秀でた。神崎氏は、「東照社縁起」詞書筆者の書風比較一覽⁸として、センチュリーミュージアム蔵の「山家」と題する智忠親王筆和歌短冊も掲載しているが、この同定結果を疑う必要はないと思われる。

ところが、筆者目録によって清書の詳細状況を明らかにできるのは仮名縁起のみで、真名縁起には筆者目録が付されていない。清書者陣については、真名縁起も仮名縁起と同じであったろうが、分担箇所の詳細については、仮名縁起の分担結果から類推、同定するしかなかったと思しく、神崎氏も真名縁起の清書分担については一々に検証されていない。しかし智忠親王の真名縁起清書における担当箇所については、智忠親王の筆写と認められる本資料③前半の仮名縁起本文が清書本仮名縁起の同親王担当箇所と一致することから、③後半に掲載された真名縁起本文もまた即ち、清書本真名縁起の同親王担当箇所と判明するのである。真名縁起中巻の一部が仮名縁起巻二第四段詞書と筆跡を同じくすることは、従来も印象・感覚として把握することはできたであろうが、本資料の存在によって、より確かな証左を得るに至ったといえよう。

ここから問題になるのは、本資料が智忠親王にとって、如何なる資料かという点である。次にはより詳細に検討を進めるため、各本文と清書本との異同を確認してみよう。

三 清書本との本文異同と作成の順序

『東照社縁起』諸伝本の本文系統分類については、前掲した曾根原氏『東照社縁起』の基礎的研究（「承前」を含む）に、真名縁起八本、仮名縁起一五本をそれぞれ比較対照された試みがある。特に真名縁起については、「原本と正確な転写本」「比較的近い系統」「比較的遠い系統」という三系統を作業仮説として出されたが、この度、稿者が清書本と本資料各本との本文を対照したことによって検出された異同の箇所は、曾根原氏による対照の際のものとは異なり、同氏の例示した限りにおいて判断すれば、結果は清書本（原本）と同系統である。

まず真名縁起から見えていく。なお以下に示す略号は、「清書」が日光東照宮蔵清書本『東照社縁起』、「二荒」は書陵部蔵「二荒山縁起」を指し、「落城」とは本資料③後半の「二荒山記」部分を指す。波線部が異同の見られる箇所である。

A

清書

如御錠堂社仏閣悉造畢

二荒・落城

如御錠当社仏閣悉造畢

B

清書

鳥羽院御願徳長寿院

二荒・落城

鳥羽院御願徳長寿院

C

清書

得長寿院崇徳院御宇

二荒

徳長寿院×××御宇

落城

徳長寿院崇徳院御宇

D

清書

御宇長承元年

二荒・落城

御宇長康元年

E

清書

甚雨陰谷流刑而

二荒・落城

甚雨陰谷流刑而

傾向をまとめると、「清書」に対して、「二荒」「落城」で独自に共通する部分が多く見られる(例C以外の全て)。

他方、仮名縁起については、以下のとおりである。略号は、「清書」は前に同じ、「城攻」が「大坂城々攻めの事」、「落城」が「大阪落城記」(本資料

③前半)。

a

清書・城攻

士卒勤弩要害の処を守るといへとも

落城

士卒勤弩要害の処を守るといへとも

b

清書・城攻

洛中の上下蟻のことくに同り蠅のことくに散る依之

落城

洛中の上下蟻のことくに同り蠅のことくに散る依之

c

清書

其の外尾張宰相中将義直遠江宰相中将頼宣供奉せられて

城攻・落城

その外尾張宰相中将義直遠江宰相中将頼宣供奉せられて

d

清書・城攻

かゝるおりの勲功は一々姓名をも顕し世の誉をも顕すへきを

落城

かゝるおりの勲功一々姓名をも顕し世の誉をも顕すへきを

こちらは「清書」「城攻」で同じ、「落城」のみ異なるという部分が相対的に多いが(例 a・b・d)、「城攻」「落城」が同じで「清書」のみ異なる部分もあるから(例 c)、旧蔵者・現蔵者がともに同じという伝来状況から見ても、「城攻」と「落城」とはやはり無関係ではなからう。

これらの書承順序を推定すると一見、真名縁起の文字数は「落城」よりも「二荒」のほうが減少しているから(例 C)、「清書」↓「落城」↓「二荒」と考えるのが自然ではある。仮名縁起は、「城攻」よりも「落城」のほうが文字数が減少しているから(例 a・d)、こちらについては「清書」↓「城攻」↓「落城」と見なすのが順当であろう。

しかしこれらの資料は全て、同一人の許で保管され続けたと思われる、同一人の筆になるものである。同一人が、次第に清書本・親本から離れていく

かたちで何度も書写を繰り返していき、さらにそれらを保管し続けるとは考え難い。寧ろ、天海及び尊純法親王による下書き（本文は清書と同じ）¹⁰を手に、次第に清書本に近づいていくように習作を繰り返し、清書本完成の後にも習作を身辺に控えたと考えるべきではないか。となれば、書承ではなく作成順序として、

真名縁起：（下書き）↓「二荒」↓「落城」（後）—————↓清書本

仮名縁起：（下書き）—————↓「落城」（前）↓「城攻」↓清書本
となる可能性も考えられよう。

上記が確かとすれば、本資料は清書本の完成する以前に作成されたことになるが、この推論を補強すると思われるのが、書名の問題である。再々述べ来たつたとおり、本資料の外題にはいずれも、本来の書名である「東照社縁起」とは全く異なる題が付されている。もし清書本からの転写によって作成されたのであれば、抄出本ということになるが、東照大権現の縁起という、徳川時代において権威性が極めて強いと思われる原書名を、いずれもが正しく伝えないというのは不自然である。寧ろ清書本完成前の習作であるゆえに、特定の題も付されずに保管されていたところを、後人が題を付したものと見られよう。なお現存本の外題が別筆であることは、本文と比較して明らかである（図版三四頁上段参照）。

こうした、下書きから清書に至る過程での所産は、一種の「草本」と呼ぶべきであろうか。そのように述べる根拠として、曾根原氏が調査された『東照社縁起』叡山文庫毘沙門堂蔵本の享保一四（一七二九）年奥書に、本奥書として、

元禄十六年四月十七日奉拝借／青蓮院宮御蔵本（尊純親王御草本也）敬

書／写訖／鶏頭院法印大僧都嚴寛／

（後略。元禄一六〇一七〇三年。奥書本文は『東照社縁起』の基礎的研究による）

とあることを挙げたい。この奥書に基づき、曾根原氏は『神君家康の誕生』において、「尊純は「仮名縁起」作成にあたり、天海を助けたと伝えられることから、手許に草稿を残していたのであろうと推測される」（一一二頁）とされたが、清書者の一人でもある尊純法親王が「草本」を身辺に控えていたらしいことは、智忠親王もまた、自身の担当部分のみながら「草本」を控えて得たことを推測させるのである。

本資料の書写時期は、先に述べた時系列に当てはめれば、下書きが出来上がり清書者陣が決められる寛永一七（一六四〇）年二月頃から、清書が出来上がり家光の上覧を経る同年四月七日までの間と考えられよう。

四 本資料をめぐる智仁・智忠両親王の事蹟について

智忠親王が『東照社縁起』の清書に加わった事実は、同親王以外にも清書者が多数いることや、詳細な月日の特定が不可能なこともあってか、正面から事蹟の一つとして取り上げられること自体がまずなかった。しかし活動時期は概ね、寛永一七年二月頃～四月七日であることが推定でき、その頃に書写されたと思われる本資料のような同親王筆の「草本」が伝存している上は、親王の事蹟に多少であれ加味していても良いのではなからうか。¹¹

一方これまで、智仁親王が『大坂落城記』を書写し、『二荒山縁起』を著作したとしていた先行文献の記述は、全て誤りであった。智忠親王の筆にな

る資料がこのように智仁親王の筆とされるのは、子細は未詳であるが、智忠親王の書風が父智仁親王のそれに似ているからであろうか。しかし智仁親王が、大坂の陣を描いた落城記を書写あるいは作成したという誤伝が発生することは、無理からぬことであつたと思われる。

智仁親王は、豊臣秀吉の猶子であつたこともあり、家康には慶長三(一五九八)年に兄後陽成天皇からの讓位を阻止されたこともあつたが、徳川家と疎遠ではなかつたようで、家康死後の寛永二(一六二五)年四月二〇日には、自身が日光東照社に参詣して¹²⁾いた。もし、『東照社縁起』成立段階においても存命中であれば、その清書に加わつたとも想像される。また、『智仁親王御年曆』元和二(一六一六)年一〇月条等や『鹿苑日録』元和八年三月一九日条には、御伽衆としても著名な山名禪高豊国との交流も見られ、同親王が大坂城の落城記を書写・作成する条件は実際に揃つていたといえるのである。¹³⁾

おわりに

目録類における本資料の分類は、

- ①——「神社」
- ②③——「戦記」

となつている。①については結果的に誤りがなかつたわけであるが、②③については、その素性からするとあまり適当ではないことになる。しかしそれは、『東照社縁起』という作品を「神社」(神社資料)と分類することが名実ともに最も妥当というだけで、他の数多くの作品がそうであるように、『東

照社縁起』が「戦記」(軍記)として読めないということには決してならぬであろう。後人によると思われる外題がいつ付されたのかは、稿者の調査が及んでいないが、資料③即ち仮名縁起卷二第四詞書が「落城記」と題されたことは、これがやはり落城記として読めることを示唆し、合戦叙述を主体とする内容、末文の祝言性、「洛中の上下、蟻のごとくに同(あつま)り、蠅のごとくに散〜」といったそれらしい対句表現は、読者に小篇の軍記と認識させる要素を十分に備えているものといえる。

この問題はしかし、近世初期という、「仮名草子」「近世軍書」「後期軍記」「武辺咄」等といった一概には括り難い多様な作品が生み出される時代についての課題として、別の機会に改めて考えることとしたい。

注

- (1) ここで三本の書誌事項を簡略に記しておく。三本はいずれも卷子一軸、内題はなく、印記は巻首に「宮内省/図書印」の方形朱印があるのみ。表紙は①が紺色紙製、②が紺色布製(見返は楮紙)で、題簽はいずれも本紙と異なる楮紙だが、これらの表紙・題簽・見返・軸巻紙・軸・巻緒はいずれも後装の新しいものと見られるので、以下には本紙の詳細のみ記す。①は縦：三三・〇糎、字高：二七・〇糎、墨付紙数：二、横：五三・九糎、五四・〇糎、糊代：各〇・五糎、料紙：斐(鳥の子)。②は縦：三六・四糎、字高：三一・〇糎、五糎、墨付紙数：五、ついで白紙：一、横：第一〜五紙各五一・五糎、第六紙五一・〇糎、糊代：各〇・五糎、料紙：楮(泉貨紙様)。③は縦：三六・七糎、字高：二七・五糎、二八・五糎、墨付紙数：六、横：第一〜五紙各五一・三糎、第六紙五〇・九糎、糊代：各〇・三糎、料紙：斐(鳥の子)。なお、桂宮旧蔵の書籍目録としては、書陵部には、『桂宮書籍目録』(四五六一―五三。二)元和六年三月十日との年記あり、元和三年のものと推定される『八条宮御双紙目録』

(桂一〇二八。外題「智仁親王江戸道中御所持品目録」、巻首題「双紙目録」という、いずれも智仁親王筆とされる目録が伝存するが、相当する書名は見られない。

(2) 該目録には、「宮書(自筆)」本一点のみが伝存すると記す。同名異書として、別項には「内閣」本と「慶大」本とを掲載するが、内閣文庫蔵本(国立公文書館蔵本。一四三一九八)については、徳田和夫氏編『お伽草子事典』(二〇〇二・九初版 東京堂出版)や『室町時代物語大成』巻一 一等のとおり所謂『日光山縁起』で、実際に異なるもの。

(3) 「大坂城々攻めの事」の外題は「大阪」を「大坂」に擦り消し訂正したらしき痕跡があるので、「大阪落城記」についても訂正忘れである可能性はあろう。ただし「大阪」という地名表記は、『撰陽奇観』巻一「大坂地名」(文政く天保頃成か。『浪速叢書』巻一 所収。平凡社刊「日本歴史地名大系」二八参照)や、近世版本の刊記等、近代以前から既に行われている。

(4) 家康神格化の経緯については、横田冬彦氏『天下泰平』(二〇〇二・三 講談社「日本の歴史」、二〇〇九・一〇 同社学術文庫)も参照。

(5) 「東照宮縁起(分類目録には「東照大権現縁起」と題する仮名縁起の抄本。卷子本全三軸。桂宮旧蔵ではなく平田(家)本で、本稿の取り上げる資料との直接関係はないものと思われる。

(6) 曾根原氏が『東照社縁起』の基礎的研究」と『神君家康の誕生』との間にまとめられたものとしては『徳川家康神格化への道——中世天台思想の展開——』(一九九六・一一 吉川弘文館)があり、同氏以外の比較的新しい研究論文としては、松島仁氏「新しいへ王権」徳川將軍家のための創建神話の創出——交響する《東照宮縁起絵巻》と《聖徳太子絵伝》——(二〇〇七・五 『史潮』六一)等が、美術史学の立場から絵画部分のみではあるが取り上げたものに須賀隆章氏「江戸初期「戦国合戦図屏風」の武装描写に関する一考察」(二〇一〇・三 美術史学会『美術史』一六八)等がある。伝本の現存状況を追究することが論旨ではないためもあるが、これらにも本資料の存在は言及

されていない。

(7) 筆者目録の記述は、二一…(稿者略)…大坂陣 八条殿。これ以外の清書者を同目録の呼称によって記すと、宸筆・撰政殿・九条内府殿・近衛左大将殿・松殿・近衛殿・九条殿・一条殿、二条右大将殿・伏見殿・仁和寺殿・妙法院殿・知恩院殿・聖護院殿・実相院殿・一乗院殿・竹内殿・大覚寺殿・竹内新宮・円満院殿・青蓮院殿・梶井殿・大僧正(天海)。後水尾院の血縁に連なる人物が多く、同院による宸筆も二箇所ある。

(8) なお、「落城」の真名縁起部分の第一二行「堂(社供養)」(図版三六頁参照)は、擦り消しの痕跡があり、「當(当)」を訂正したものと思われる。

(9) 「城攻」のこの箇所右傍には、「フシン」と書かれた付箋(縦二・四×横一・二糎。本紙と同質、同筆か)が貼られている。この箇所は、「清書」においては第一四行中程であるが、「城攻」「落城」においてはともに第一三行末。おそらく本来は踊り字の縦幅を短縮した文字なのであろうが、筆者自身は文意不解であったか。ただし「落城」のほうの字形は、他の箇所から類推して「く」と解していたと見受けられる(図版三四頁下段参照)。

(10) この用語は、『寛永日記』一六年一月三日条・同四日条等による(神崎氏所引。所謂『江戸幕府日記(柳営日次記・御日記)』の一部)。天海宛尊純法親王二月七日付書簡(『慈眼大師全集』上「慈眼大師御年譜附録」所収)には、「草案」という語が用いられている。下書き自体の現存は未確認。

(11) この頃の智忠親王の「縁起」書写活動としては、『鹿苑日録』寛永一五(一六三八)年四月一日条に「自八条殿、融通念仏縁起被染宮様御筆」とあり、書陵部には桂宮旧蔵として、同親王筆と見られる「清涼寺融通大念仏縁起」と題する断簡(桂一三四九)が伝存している。

(12) 『智仁親王江戸道中日記』(書陵部蔵、桂一四二。分類目録には「江戸道中日記」。嗣永芳照氏により伊地知鐵男氏編『中世文学 資料と論考』(一九七八・一一 笠間書院)に翻刻)等。同資料によれば親王はこれ以前、元和三(一六一七)年にも江戸へ下向、二月一日に秀忠に対面している。

(13) 『智仁親王御年曆』は嗣永芳照氏「智仁親王御年曆〔書陵部蔵 八条宮智仁親王筆 慶長―元和年間記録 翻刻〕」(一九六八・一一 『書陵部紀要』二〇)により、「慶長元年、御年十八歳より元和六年、御年四十二歳の間に亘つて親王が自ら編集した御年曆」と紹介され、その本文には、親王三十六歳の慶長一九(二六一四)年条に「十月初比ヨリ大坂兵乱興、十一月比ヨリ大御所・將軍上洛、諸国之大名不殘大坂軍」(冬の陣)、翌元和元年条に「四月初比ヨリ又大坂乱出来、四月十七日、大御所上洛、五月五日、大御所・將軍大坂立、七日大坂落城也」(夏の陣)とある。親王二二歳、慶長五(一六〇〇)年の関ヶ原の戦いが一切言及されていないことは対照的で、同親王の人生において、当人が大坂の陣を忘れるべからざる出来事と認識していたことが実際に窺われる。なお、山名禪高豊国については、桑田忠親氏『大名と御伽衆』(一九六九・六増補新版 有精堂出版)等参照。禪高のほか、俳諧師齋藤徳元(一五五九―一六四七)も、安藤武彦氏『齋藤徳元研究』(二〇〇二・七 和泉書院)等を参考にすれば同じ類の可能性があるか。

(14) 智忠親王の時代からは遠く隔たるが、一参考として、三本を宮内省時代、明治四四(一九一二年)一月に図書寮が引継ぎした時点で現在と同名で、特に異称も伝来していなかったようであるので、これ以前とは見なせそうである。

付 本資料③の翻刻本文

日光東照宮蔵清書本の翻刻本文については、真名縁起・仮名縁起ともに収める『神道大系 神社編二十五 上野・下野国』(西垣晴次氏・小林一成氏校注 一九九二・八 神道大系編纂会)や『慈眼大師全集』上(寛永寺編 一九一六・一二 寛永寺)等が既にあり、仮名縁起のみでも、清書本による『続々日本絵巻大成 伝記・縁起篇8』や、内藤恥叟蔵本によるという『続々

群書類従 第一 神祇部』(一九七〇・三 国書刊行会編 続群書類従完成会)等がある。本稿において取り上げた資料の対象範囲はこれまで見てきたとおり当該縁起のごく一部であり、このうち資料③については本稿末尾に全篇の図版も掲載するのであるが、参考までに、この③のみの翻刻文も掲載しておく。翻刻に当たっては、私に句読点・引用符等を施し、字体を通行のものに改める。なお真名縁起の訓読文については、曾根原氏『東照社縁起』の基礎的研究」(「承前」を含む)を参考されたい。

【翻刻本文】

濃州関か原の合戦に討勝給ひし時、秀頼も生害に及へかりしを、其まゝもとの名城にたすけをき給ひて、若干の国郡を費し、博愛を垂給ふ。しかるを、いつしか源君の御厚恩を忘れ、去年秋の比、諸牢人を大坂に拘置て、逆謀を企らる。此事、都鄙に隠なければ、駿府・武州の両御所、御進発有て、五十万騎の大勢にて、城外の四面打囲み、喚叫て攻ければ、士卒勁弩、要害の処を守といへども、終に屈伏し、内縁により頻に和順の義を乞れしかは、堀築地を破却して、無事に属せしに、当春、又兵乱を起し、京都を焼払へき風聞有て、洛中の上下、蟻のごとくに同り、蠅のごとくに散く。

依之、源君、御憤ふかくして、四月四日、駿府を御立あり。同十八日、二条の御所に着せ給ふ。將軍家は、大御所の命により、江戸を出させ給ひて、同廿一日に伏見の城に入給ふ。つら／＼秀頼の不義を思ふに、先年石田か謀叛のおりといひ、去冬の暴逆といひ、其つみ軽からざるに、今又かゝるくはたてなれば、再犯不容して、大樹は五月三日に伏見をたゞしめ給ひ、諸勢を六段に備らる。其外小姓の精卒、彼是都合廿万騎にて、其夜は角南にまし／＼

けり。端午には大御所、二条の城より近習の御勢一万五千騎計にて出させ給ふ。その外、尾張宰相中将義直・遠江宰相中将頼宣供奉せられて、星田まで押し給ふ。大和口よりは大和・伊勢・陸奥・越後の軍兵推入ける。尼碕・西宮には播磨・備前・備中・丹波・丹後の人数、ひまなく陣をはる。和泉・紀伊国の勢は岸の和田にゆらへて、合戦の合図をまつ。大坂の軍勢は十五、六万騎と聞えし。其中にも今度は十死一生に思定たる兵共、命を輕し義を重して、六日の早夙に道明寺・若江・矢尾口こなたかなたに打出、箭鏃を飛し劍戟をましへ、面もふらず相戦ふ。はしめは勝利をえていさみしかとも、英雄の猛将、先鋒として武芸を尽し攻ければ、名をえたる勇士あまた討れて、敵は機をうしなふ。終日数度のたゝかひなれば、死骸野徑にみち塞る。敵方おほくうたれ、暮に及て引退く。翌朝七日には、両御所の仰により、味方の御勢、稲麻竹葦のこたく旗の手を靡かし、あをや口・鷺島の方、天王寺口へをしかり、茶白山にそなへたる敵陣を攻詰、随一の大将も疋夫のことにおりたちて、父子兄弟にも先をあらそひつゝ、義士あまた討死して、終に敵をは追入けり。此外、方々に控へたる良将、「我おとらし」と進ければ、みな城中へ攻入ける。すなはち城内に火掛りぬれば、秀頼は御母堂と諸共に山里にして、あくる八日に自殺せらる。親暱(親か)の男女あまた最後の御供して、みな灰身となりぬ。

かゝるおりの勲功、一々姓名をも顕し、世の誉をも顕すへきを、みしかき筆には及かたくてやみぬ。周武・漢高の忠臣も、先哲、史文にのせて末代にもつたへければ、当時の才人も又しかなるへし。

(太閤) 大関万国の人力を勞せしめ、多年経営し給へる城郭・金殿玉楼、ことごとく、慶長廿年五月七日、一片の煙とたちのほりける。三界はもとよりも火宅

の中ときくからに、「我此土安穩」の妙文、いまはたありかたき事也。此後はいよ／＼四海八紘一向に源君の御掌のうちにして、風雨も時をたかへぬ御代なりけり。

如先記、当山号二荒。不論時節、風雪荒、境地、実可謂六月満天雪。而御普請中、雖為寒天、替毎年不暖不寒。所以、朝払霜、暮戴星。為人夫、為奉行、各奉仕故、如御錠、当社仏閣悉造畢。併御神慮亦將軍御信力故、人皆感之。

鳥羽院御願徳長寿院、崇徳院御宇、長康元年壬子二月十六日勅願御供養公卿僉議廿一日午一点被定。及其時、大雨大風共夥、故延引。其後又同廿五日、氷雨大降延引焉。禪定法皇曰、「昔、如此義、供養度々延引。于時、甚雨陰谷流形、而有堂社供養」。大被歎思了。一日供養天氣、猶爾也。況毎年権現御祭礼、宵雨降山昏、至曉天、雲開天淨。廿余年、終無怠慢。神威尤奇妙也。伝聞、澄憲、於禁中祈雨。自上一人、至下万民、当坐効驗、信仰頭涙。而平相国笑曰、「人病休比、医師有驗。自春比旱、五月雨節相当祈雨。全澄憲非名誉矣」。或構意趣、或成偏執類之前、不及是非云。

『法花』云、「名称普聞無量世界矣」。

高祖智者云、「内徳深広、外徳普聞矣」。

晨旦皇帝曰、「名無翼而長飛、道無根而永固矣」。

然則、從異国大権現奉獻燈炉。見之、続命燈也。惣而雖亘諸仏神社、別而世七難九横起時、医王善逝続命法、三国共勤修其一也。

東照権現御本地、奉知薬師如来、則「名称普聞」也。不知、則忽不思議感応。万事出合如斯。

【翻刻注】

右の真名縁起本文は、『東照社縁起』の基礎的研究(承前)における指摘のとおり、第二段落が『源平盛衰記』巻一に、第三段落が同巻三に基づいている。訓読の便を図つて、市古貞次氏他校注の三弥井書店刊本(一九九五・四)により本文を引用しておく。

卷一「徳長寿院導師」

忠盛朝臣備前守タリシ時、鳥羽院御願、徳長寿院トテ鳳城ノ左、鴨河ノ東ニ三十三間ノ御堂ヲ造進シ、一千一体ノ観音ヲ奉_レ居_レ…崇徳院御宇長承元年_{壬子}二月十六日ニ、公卿僉議有テ、(堂供養を―稿者注)同廿一日ノ午ノ一点ト被_レ定タリケルニ、其時刻ニ及テ大雨大風共ニ夥カリケレバ延引ス。同廿五日ニ、又有_二僉議_一。廿九日ハ天老日也。勅願ノ御供養宜シカルベシトテ、可_レ被_レ遂ケルニ、氷ノ雨大降、牛馬人畜打損ズルバカリ也ケレバ、上下不_レ及_二出行_一、又延引ス。禪定法皇大ニ被_二歎思召_一ケリ。昔近江国ニ有_二仏事_一ケリ。風雨ノ煩タビ_レニ及ケレバ、甚雨ヲ陰谷ニ流刑シテ、堂舎ヲ供養ストイヘリ。サレバ雨風ノ鎮有ベキカト云議アリ。尤可_レ然トテ、諸寺ノ高僧ニ仰テ御祈アリ。

卷三「澄憲祈雨三百人舞」

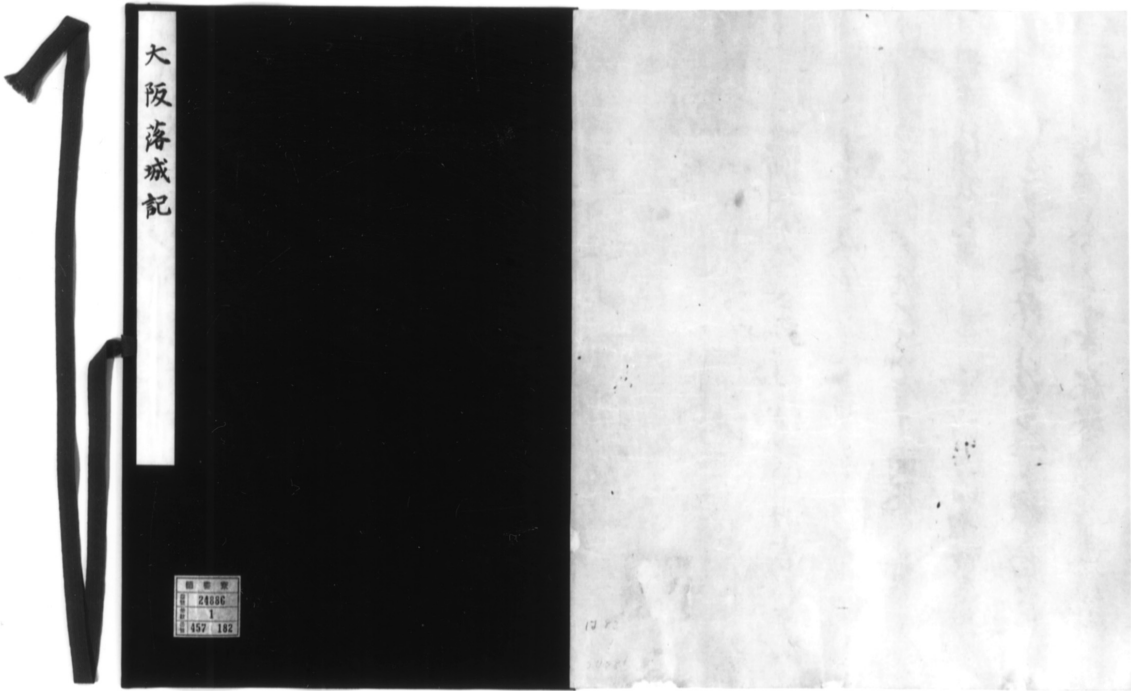
…夕座ハ山門ノ権少僧都澄憲…雨ヲ祈乞給ケリ…天地感応シテ、陰雲忽ニ引覆、大雨頻ニ下ケリ。上一人ヨリ、下百官ニ至マデ、当座ノ効験事ノ不思議、信仰涙ニ頓タリ…加様ニ上一人ヨリ下方民ニ至マデ、難_レ有事ニコソ感嘆シケルニ、太政入道ハアザ咲テ、「一人ノ病ノ休比ニ医師ハ驗アリ。是ヲ医師ノ高名ト云様ニ、春ノ比ヨリ早シテ、五月雨ノ降比ニ説法仕合セテ、澄憲ガ高名ト人ノ沙汰スラン事、

イトオカシキ事也」トテ、興ナクゾ被_レ申ケル。是偏ニ澄憲偏執ノ詞也。其意趣イカントナレバ…

なお、第六段落「晨(震)且皇帝」の句を前掲論文は「未詳」とするが、「大唐三蔵聖教序記」に見られるので、皇帝とは唐の高宗を指す。該「序記」は「雁塔聖教序」の一部として、能書褚遂良の筆になる碑文が有名だが、文献としては『広弘明集』等にも収められている。

【付記】

本資料の調査の過程で図書課の図書調査室をはじめとする各位に少なからずお世話になった。編修課各位と併せ、深謝申し上げます。



多年以來... 廣長年... 海濱... 時...

如先記... 昔年... 今... 遊...

得... 初... 其... 有...

有... 企... 天... 亦... 下... 人... 祈... 祝...

法... 高... 展... 然... 燿... 時... 東... 因...